



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の解散認可……………
 - …(都市整備局市街地整備部区画整理課)…
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
 - 保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課)…
 - 保安林の指定予定……………(同)…
- 公 告
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………
 - …(生活文化局都民生活部管理法人課)…
 - 開発行為に関する工事完了……………
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第二百四十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五條第二項の規定に基づき令和四年三月三日付けで稲城上平尾土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

令和四年三月三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第二百四十一号

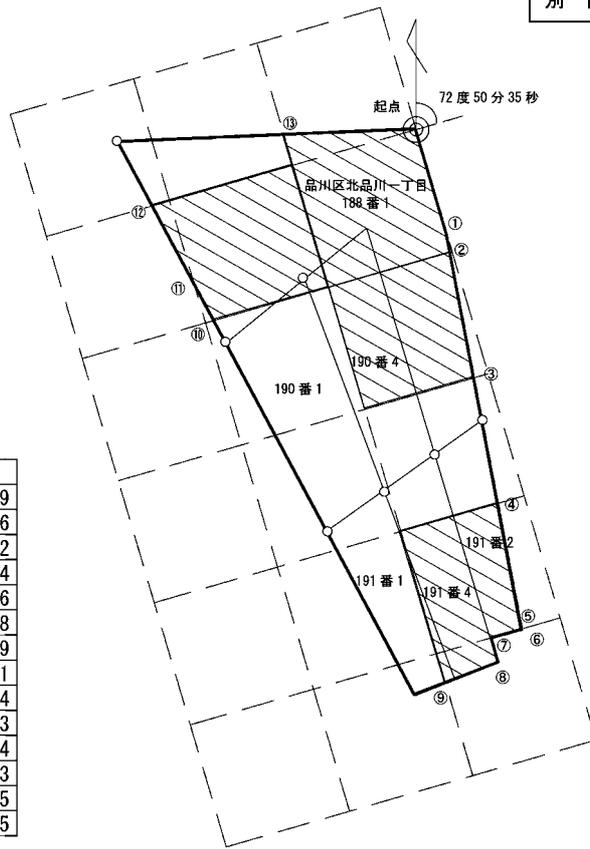
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区北品川一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



測点名	X座標	Y座標
起点	-8535.086	-41880.779
①	-8532.730	-41888.856
②	-8532.433	-41890.422
③	-8530.565	-41900.294
④	-8528.697	-41910.166
⑤	-8526.829	-41920.038
⑥	-8526.813	-41920.119
⑦	-8529.181	-41920.781
⑧	-8528.652	-41922.674
⑨	-8532.793	-41924.323
⑩	-8550.801	-41895.784
⑪	-8552.443	-41892.693
⑫	-8555.593	-41886.765
⑬	-8545.374	-41881.225

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - ▭ : 調査対象地
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、次の座標とする。
 X座標 : -8535.086 Y座標 : -41880.779

記載されている座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(72度50分35秒)】

格子の回転角度は起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 保安林の所在場所

あきる野市養沢字向養沢一一九六番八、一一九七番イ及び一一九八番から一二〇〇番まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規

定により告示する。

令和四年三月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所
八王子市高尾町二一七七番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告

する。

令和四年三月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会

二 代表者の氏名

村田 康子

三 主たる事務所の所在地

国立市富士見台一丁目七番地一―十五―四〇六

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和四年二月六日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

あきる野市瀬戸岡字唐杉八十
六番一及び同番四の各一部並
びに八十九番一
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

